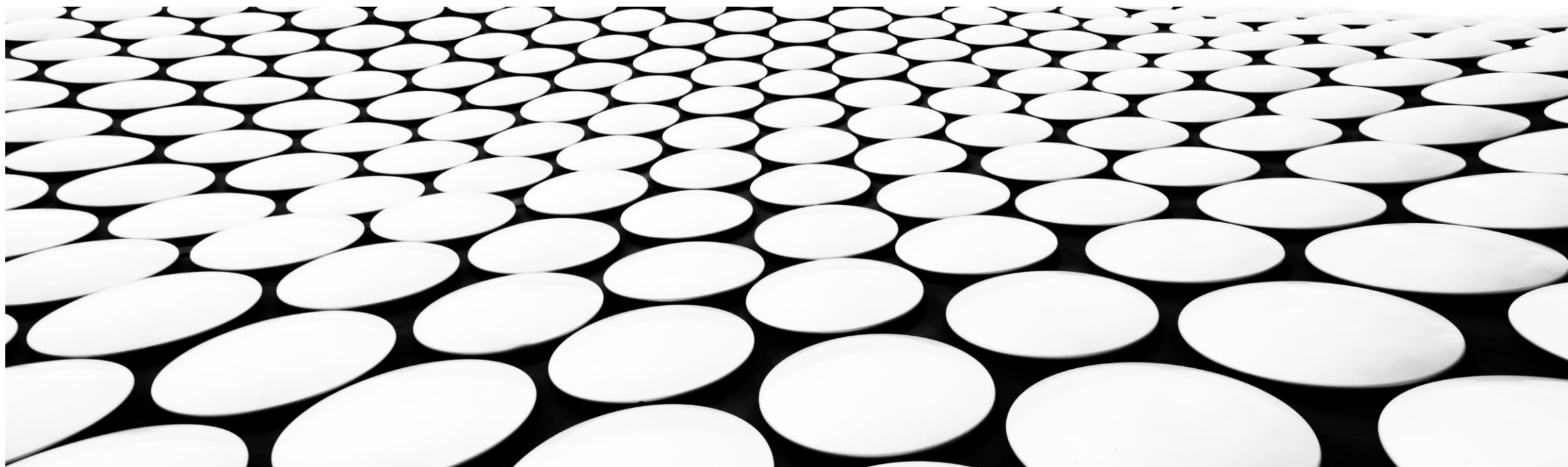


(株)エイ・エス・ピー インボイス制度対応方針

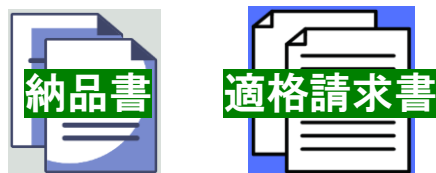
2023/03/24 初版



1. 適格請求書について

- 取引先に交付する「納品書」と「請求書」のどちらを適格請求書にするのか決める必要があります。

○納品書は今のままで、請求書を適格請求書にする



税額計上「一括」が該当

○納品書を適格請求書にする



税額計上「伝票毎」「明細毎」が該当

- 適格請求書の記載要件

適格請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等※
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。

Point 「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

【例①: 認められる例】

請求書 ○年11月30日 (株)△△ (T123...)

請求金額(税込) 60,197円 ※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	(注) -
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
				8%対象計	27,060
				10%対象計	28,158
					消費税額
					2,164
					2,815

【例②: 認められない例】

左記のように税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10%又は8%を乗じて得た金額に端数処理を行います。以下のように、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
				8%対象計	27,060
				10%対象計	28,158
					消費税額
					2,163
					2,814

請求書 △△商事(株) 登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

2. システムへの対応（適格請求書）

- 自社の登録番号の入力枠を用意して、適格請求書に決定した書類(納品書・請求書)に記載要件を出力可能とします。

○納品書は今のままで、請求書を適格請求書にする

一括外税

請求明細書 登録番号 T1234567890123

〒601-8384
京都市南区吉祥院石原野上町
ABC商事 御中
100004

21年 10月 20日

〒601-8383
京都市南区吉祥院石原長田町1-1
桂川ハイム1-218
株式会社エイ・エス・ピー
TEL:075-661-8743 FAX:075-662-5010

〒601-8383
京都市南区吉祥院石原長田町1-1
桂川ハイム1-218
株式会社エイ・エス・ピー
TEL:075-661-8743 FAX:075-662-5010

〒601-8383
京都市南区吉祥院石原長田町1-1
桂川ハイム1-218
株式会社エイ・エス・ピー
TEL:075-661-8743 FAX:075-662-5010

下記の通り請求状況申し上げます

前回の請求金額	納入金額	前回の残額	当月納付金額	返品引金額	消費税額	今回の請求金額
0	0	0	1,300	0	110	1,410

日付	伝票番号	商品名	数量	単位	単価	金額
10/05	4	コーラ※	1	点	100	100
		ギュウニク※	1	点	900	900
		ハミガキコ	1	点	300	300
10/15	5	サイダー※	1	点	100	100
		課税10%対象	300			消費税額 30
		課税8%対象	1,000			消費税額 80
		合計				1,300

注) ※印は軽減税率適用商品 こちらは適格請求書です。

もし、ご不要の点がございましたら
印を消してお問い合わせください。

税額計上「一括」が該当

○納品書を適格請求書にする

伝票内税

〒601-8381
京都市南区吉祥院西ノ茶屋町
FMS株式会社 御中
TEL:075-999-9999 FAX:075-999-9976

(適格請求書) 納品書

年月日	伝票番号	品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
21 10 5	100001							1
			株式会社エイ・エス・ピー					
			〒601-8383					
			京都市南区吉祥院石原長田町1-1					
			桂川ハイム1-218					
			TEL:075-661-8743 FAX:075-662-5010					
			登録番号 T1234567890123					
			品番					
			品名					
			数量					
			単位					
			単価					
			金額					
			備考					
			合計			1,300	110	1,410
			注) ※印は軽減税率適用商品					
			10%対象			330	(内消費税額 30)	
			8%対象			1,080	(内消費税額 80)	

税額計上「伝票毎」「明細毎」が該当

3. 適格返還請求書について

- 値引きや返品(対価の返還等)が発生した場合、「適格返還請求書」を交付する必要があります。
- 適格返還請求書の記載要件

② XX年12月5日 販売奨励金支払明細書
 株式会社〇〇御中 △△商事(株) 登録番号 T012345...

販売奨励金支払額 13,160円

日付	品名	奨励金金額
11/1	野菜 *	540円
11/1	日本酒	1,100円
...
合計	13,160円	内消費税 1,160円
8%対象	2,160円	内消費税 160円
10%対象	11,000円	内消費税 1,000円

④ *軽減税率対象
 ⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
 ※ 両方記載することも可能です。

- | | |
|------------------------------|--|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 | ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の返還等の金額
(税抜き又は税込み) |
| ② 対価の返還等を行う年月日 | ⑥ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率 |
| ③ 対価の返還等の基となった取引を行った年月日※ | |
| ④ 対価の返還等の取引内容(軽減税率の対象品目である旨) | |

※ ③については、対価の返還等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、「前月末日」や「最終販売年月日」をその取引を行った年月日として記載することも可能です。また、「〇月分」などの課税期間の範囲内で一定の期間の記載も可能です。

【例：1枚の請求書で交付する場合】

請求書
 株式会社〇〇御中 XX年12月15日
 11月分 98,300円(税込)
 (11/1~11/30)

日付	品名	金額
11/1	りんごジュース ※	5,400円
11/1	ビール	11,000円
11/2	りんごジュース ※	2,160円
合計	109,200円(消費税9,200円)	
10%対象	66,000円(消費税6,000円)	
8%対象	43,200円(消費税3,200円)	
値引き額		
10/12	りんごジュース ※	1,080円
合計	10,900円(消費税900円)	
10%対象	5,500円(消費税500円)	
8%対象	5,400円(消費税400円)	
請求金額	98,300円	

※は軽減税率対象商品
 △△商事(株) 登録番号 T1234567890123

「当月の売上代金から前月の売上値引き代金を控除した金額」及び「その控除した金額に基づき計算した消費税額等」を税率ごとに請求書に記載することも可能です(取引先ごとの継続適用が必要となります)。



請求書でのシステム対応はこちら
 (1枚の請求書で交付します)

4. システムへの対応 (適格返還請求書)

- 区分「2_返品」「5_値引(対価の返還) ☆新設」で入力すると「返還」と判定され、決定した書類(納品書・請求書)に記載要件を出力可能とします。

○売上入力

(「3-値引」は、即引きなど対価の返還とならない値引)

※税額計上の区分により、納品書もしくは請求書のどちらかが適格返還請求書となるか決定されるため、取引区分の入力には一部制限をかけております。

○適格返還請求書(請求書が適格返還請求書となる例)

5. システムへの対応（仕入→支払明細書の交付による適格請求書）

- （何らかの事情で適格請求書が発行されない場合など）
仕入先の登録番号の入力枠を用意して、支払明細書に適格請求書として求められる必要項目が出力できます。

○要件

Point 仕入明細書等による対応

- 適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限ります。）。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- | | |
|------------------------------|---|
| ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称 | ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨） |
| ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
及び登録番号 | ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る
支払対価の額及び適用税率 |
| ③ 課税仕入れを行った年月日 | ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等 |

○支払明細書

支払明細表 1_仕入先コード順 指定日付 23/10/21 ~ 23/11/20 1ページ

区分	年月日	伝票番号	品目コード	品目名	数量	単位	単価	仕入金額	非税	支払金額	残額	
仕入	231101	274878	100001	キュウリ※	10.00	kg	300.00	3,000			2,600	
摘要				仕入に係る対価							5,600	
対価の返還等(返品・値引) 仕入日												
返品	231101	274878	100002	ハミガキ	-5.00		50.00	-250			5,350	
摘要				対価に係る返還							5,350	
値引	231120	274878	100001	キュウリ※				-100			5,250	
摘要				対価に係る返還							5,250	
税額	231120			税額(外税)					207		5,457	
									課税10%対象	-250	消費税額	-25
x 合計 x									課税 8%対象	2,300	消費税額	232
											0	

※印は軽減税率対象商品

6. システムへの対応（その他、抜粋）

- 管理表および元帳(帳簿)

- 取引金額はすべて「税抜表示」へ変更、税額は「外税額」だけでなく「内税額」も計算出力されます。

- 要件に合致せず廃止となる機能

- 得意先補助別の税額計上

- みなし税額(決算またぎなど、取引金額から消費税をみなし計算して計上する機能)

※各機能の詳細については、サポート担当までお問い合わせください。
また、審議中の法案などにより内容が変更される可能性があることをご承知おきください。



asp